

仕 様 書

1 案件名称

地域防災リーダー用装備品（ゴム半長靴）買入

2 数 量

サイズ cm	24.0	25.0	25.5	26.0	26.5	27.0	28.0	合計
数量	5	4	8	15	14	3	6	55

3 規 格

別紙のとおり

4 参考製品

(株)イマジョー	ミドリ安全(株)	第一ゴム(株)
TX-756-3	21350010	ゴム半長靴（黒）履口赤テープ巻

上記参考製品又は、本仕様を満たす同等品以上を納入すること

4 納入期限 令和8年12月11日(金)

5 納入場所 大阪市城東区中央1-3-6 城東区防災倉庫1階

※防災倉庫北側に無料駐車スペース有

※納品は防災倉庫北側の搬入口から行うこと

6 その他

- (1) 納入に際しては、建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (2) 納入日時については、事前に事業担当者で調整すること。
- (3) 納入品の搬送、納入場所への搬入等の諸費用は、全て本契約に含むものとする。
- (4) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は指定方法により質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受け付けない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (5) 納入する製品はすべて新品を納品すること。
- (6) 契約締結後、速やかに単価のわかる内訳明細書を事業担当へ提出すること。
- (7) 納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。
- (8) 納品に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと。

7 事業担当 城東区役所 市民協働課（防災・防犯）3階33番窓口

担当者 伊南

大阪市城東区中央3-5-45

電話番号：06-6930-9039

1 各部の名称



2 使用材料

総ゴムで組織の均等なもので JIS T 8107 : 2020 の方法で試験し、表－１に適合するものとする。

(表－１)

項 目		胴ゴム及び甲ゴム	表底ゴム
引張試験	引張強さ Mpa	10 以上	8 以上
	伸び %	350 以上	300 以上
老化試験	引張強さの変化率 %	-20～+20	-20～+20

3 品質

- (１) 本底、ヒール、胴ゴム、中貼り、その他貼り合わせ部の密着が良好で、ゴム離れ等の欠点がないこと。
- (２) 外観を損ずるような傷、斑点、汚れ、その他欠点がないこと。
- (３) 色は黒色で、履口テープは赤色、10～15mm であること。
- (４) 先芯は不用とする。

4 製品寸法

靴のサイズ及び後部高さは表－２のとおりとする。
足囲は EEE とする。

(表－２)

サイズ (cm)	22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	28
後部高さ (mm)	260	260	270	270	290	290	300	300	300	300	310	310

5 包装

靴は、１足ずつ紙袋に入れ、紐で十字に縛る。

6 表示

靴の表底には、サイズ等を容易に消えない方法で表示する。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課総務担当（連絡先：06-6930-9101）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。